

令和7年第3回鬼北町議会定例会一般質問通告書一覧表

質問者	大川 正展	(一問一答方式)
質問1. 枝折、倒木について	質問の相手	町長
[質問要旨] 枝折や落下倒木は、道路上の車両の通行に支障をきたし、河川、水路の流水をせき止め水害の原因にもつながります。最悪の場合は人身事故の恐れもあります。私有地に生育している竹木等は、所有者の管理物で所有者が賠償責任を問われます。公園、道などで人身事故が発生した場合はその管理者も賠償責任を問われた判例もありますが、このような危険木にどのような対策をしているのか問う。 (1) 伐採、枝の剪定及び倒木の処理にはクレーン車等が必要となり、費用が大変高額となりますが、町の補助金はあるのか、上限額はいくらまでなのか。 (2) 所有者が不明の場合は、町はどのような対策をするのか。 (3) 神社等のいわゆる御神木ですが、高齢木のため弱っている枝も重量があり危険な状態も見ますが、剪定ができない場合は、看板等の設置ができないか。 (4) 郵便局と道路パトロール等を協定していると聞いたことがありますが、現在どのように活用されているのか。		
質問2. 身体障害者用駐車場について	質問の相手	町長
[質問要旨] 誰もが安心・快適に過ごせるまちづくりを目指すとありますが、障害者の人は、車の乗り降りにどうしても時間がかかります。雨の日はずぶ濡れになり本当に大変です。障害者用駐車場には屋根が必要だと強く思いますが、次について問う。 (1) 公共施設の障害者用駐車場に屋根を設けることができないか。 (2) 今後、建て替え予定の道の駅等は、車椅子の人、その付添いの人も傘をさすことができないので、入口まで屋根を設けるなどの身体障害者目線の設計を考えているのか。		

令和7年第3回鬼北町議会定例会一般質問通告書一覧表

質問者	長尾 慶太	(一問一答方式)
質問1. 草刈り作業における廃棄草処理と担い手負担軽減に関する町の支援について	質問の相手	町長
[質問要旨] 町内の小中学校では、地域と連携した PTA 奉仕活動が定期的に行われ、学校や周辺環境の美化に大きく貢献しています。また、多くの地区でも、道路沿いや用水路周辺などの草刈り作業が継続的に実施されています。しかし、PTA 活動では毎年、廃棄草処理が課題となっており、一部は近隣山林所有者の厚意により堆積場所を提供いただいておりますが、個人の善意に依存しており恒久的な方法ではありません。加えて、地域活動では参加者の高齢化が進み、平均年齢が 70 代に近づく地域もあります。体力的な限界や熱中症リスクが顕在化し、休憩時間の増加や作業時間の長期化、早朝からの高温による危険性も高まっています。こうした中、現行体制の維持には限界があり、住民や PTA の精神的・身体的負担が増しています。 そこで町として、以下の点について、見解と今後の対応を問う。 (1) 各活動の現状把握 (2) 廃棄草の集積・処理や資源化（堆肥化・バイオマス利用等）の支援 (3) 作業支援員派遣などの負担軽減策		
質問2. 近永駅周辺賑わい創出プロジェクトと予土線の今後に関して	質問の相手	町長
[質問要旨] 町は令和3年に実施したアンケート結果を根拠に、近永駅周辺の再開発を進めています。しかし、このアンケートが町民全体の総意をどの程度反映しているのかについては疑問があります。 さらに、予土線は営業係数 1,329 円、年間約 10 億円の赤字（2024 年 11 月 8 日公表）を抱える、全国でも採算性が極めて低い路線であり、その将来存続は不透明です。こうした状況下で駅周辺に投資を行うことの整合性も問われます。 そこで町として、以下の点について、見解と今後の対応を問う。 (1) 近永駅周辺地域のアンケート結果をもって町民全体の総意とみなすことの妥当性 (2) 予土線の営業係数や赤字額を踏まえた将来的な存続可能性の評価 (3) 駅周辺再開発計画策定にあたり実施した事前調査（来訪者数・利用者数の現状と将来予測）、費用対効果の試算、他地域事例との比較、及び町民への開示状況について (4) 駅周辺再開発と予土線存続を一体としてどのように位置付け、今後の判断方針をどのように定めているのか。		

令和7年第3回鬼北町議会定例会一般質問通告書一覧表

質問者	兵頭 稔	(一問一答方式)	
質問1. 水道事業について		質問の相手	町長
[質問要旨] 鬼北町水道事業会計決算書の記載内容について、下記のとおり伺う。 (1) 令和5年度の資産減耗費が 22,663,088 円ありますが、この理由を問う。 (2) 第4会計の重要契約要旨で、広報に記載されている金額と契約金額の違いについて問う。			
質問2. 令和7年度の区長・組長会の資料について		質問の相手	町長
[質問要旨] 令和7年度の日吉地区区長・組長会の資料5について、下記のとおり問う。 (1) 借金 120 億のうち交付税措置 90 億だから実質約 30 億の負債だと説明されましたが、90 億の交付税措置は、その後、毎年の措置金額をいくらに予定されているのか。 (2) 実質約 30 億の負担額は、毎年約 9 億の返済をされているので約 4 年で返済されると解釈してよろしいか。			

令和7年第3回鬼北町議会定例会一般質問通告書一覧表

質問者	今城 喜久生	(一問一答方式)		
質問1. 北辰寮の運営状況について			質問の相手	町長
[質問要旨] 北宇和高校の北辰寮が令和5年度から運営を開始した。 ついては、令和6年度の北辰寮に係る決算等について問う。 (1) この寮の総建設費はいくらか。 (2) 歳出：ランニングコスト及び固定費・変動費はいくらか。 (3) 歳入：利用料及び町から入る補助金等はいくらか。 (4) 波及効果、有形効果及び無形効果は。				
質問2. 広見森の三角ぼうしの大改修について			質問の相手	町長
[質問要旨] 広見森の三角ぼうしの大改修について予算が示された。 この改修の構想について問う。 (1) 建物の改修の規模は。 (2) 森林組合跡地及び新規の購入した土地をどう使うのか。 鬼北町の人口も10年後は7,200人、20年後は5,500人と推定され、高齢者の割合も多くなる。しかもこの傾向はほぼ全国共通である。よって、税金の入りの減少も購買力の低下も推測する。 (3) 利用客の増加、売り上げの増加は見込めるのか。 (4) 費用対効果はどう見込むのか。				

令和7年第3回鬼北町議会定例会一般質問通告書一覧表

質問者	井上 博	(一問一答方式)
質問1. 議員報酬の重複振込について	質問の相手	町長
[質問要旨] 議員報酬6月分の2度の振り込みについて、下記のとおり問う。 (1) 何が原因で重複入金(振込)になったのか。 (2) 全員が返金されたのか。また、確認はどのようにされたのか。 (3) 再発防止策は、どのようにされたのか。		
質問2. 回覧・広報誌等の取り扱いについて	質問の相手	町長
[質問要旨] 自治会に入っていないければ回覧も広報誌も回さない地区がありますが、私は日本国憲法において皆平等であると認識をしています。自治会に入る、入らないは自由であると思います。 以前の話ではあるが、自治会に入らなければ部落より出ていけとか、土地を購入するにあたっては部落にはからなければならぬとか、水路に生活排水を流しているから水利費を払えとか、家があるから部落に個別費を払えとか、いろいろあるようですが、これは差別だと思っています。 町として正しい運営のあり方を指導していただければ幸いです。住み良い町づくりにご尽力いただければと思います。 町長の考えを問う。		
質問3. 町有地の管理及び地籍図について	質問の相手	町長
[質問要旨] (1) 町として町有地の管理は、どのようにして行われているのか問う。 (2) 現在の地籍図は、一般住民が見ても現状と境界がわかりづらいので改良していく考えはないか問う。		

令和7年第3回鬼北町議会定例会一般質問通告書一覧表

質問者	中山 定則	(一問一答方式)		
質問1. スポーツの振興について			質問の相手	町長
[質問要旨] スポーツは、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、人が生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を営む上で欠かせないものとなっている。 鬼北町のスポーツの振興について次のことを問う。 (1) 令和6年度鬼北町主催のスポーツイベントの開催状況とその成果を問う。 (2) 子どもから高齢者まで、誰もが体力、年齢、目的等に応じて親しむことができる各種スポーツ教室、講座等の開催状況を問う。 (3) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条に基づき、地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めるものとされている。愛媛県は、スポーツ立県えひめの実現に向けて、第2期愛媛県スポーツ推進計画を策定している。鬼北町においてもスポーツ推進計画を策定して、総合的にスポーツ振興を図り、地域で活発に運動・スポーツを楽しむことができるスポーツによるまちづくりを進めていく考えはないか。				

令和7年第3回鬼北町議会定例会一般質問通告書一覧表

質問者	入田 伸介	(一問一答方式)
質問1. 鬼北町地域防災計画について		質問の相手 町長
[質問要旨] (1) P204 南海トラフ地震の「(4) 被害想定」のうち、電力は発災直後停電軒数 7,024 軒、停電率 99.9%であるのに対し1週間後は同 429 軒、6.1%まで回復するとある。この根拠を伺いたい。 (2) P41「第4節 指定避難所の設備及び資機材の配備」について、非常用電源及び燃料、夏季の酷暑、冬季の厳寒等への対応はとられているか。 (3) 指定避難所はペットの同行避難は可能か。 (4) P47「第3節 物資供給体制の整備」について、地域内輸送拠点（物資集積場所；広見体育センターと鬼北農業公社倉庫）から全 26 ヶ所ある指定避難所までの物資の輸送手段、並びに P52「第13章 孤立地区対策」において、孤立した地区の住民に対する支援方法をそれぞれ問う。（関連：P129.第9章孤立地区に対する支援活動における（6）緊急支援物資の確保・搬送）		
質問2. 外国資本もしくは町外第三者による森林取得について		質問の相手 町長
[質問要旨] 本町は近隣水系の源流部に位置しており、第三者による森林取得は、乱伐や廃棄物の不法投棄等、森林そのものの存続の危機もさることながら、水資源確保または水質保全の点で大いに問題があるように考える。 (1) 本町においてそのような事例はないか。 (2) 現所有者との情報共有の手段はあるか。 (3) 今後外部からの町内森林取得の要望があった場合、どのように対応するか。		
質問3. 町営住宅の収入超過者、高額所得者への対応について		質問の相手 町長
[質問要旨] 町営住宅入居者のうち、収入増により同住宅を明け渡さざるを得なくなった住民への対応を問う。 (1) 鬼北町営住宅管理条例第33条には、当事者から申し出があった場合、町長は当該住民に他の適当な住宅のあっせん等を行うものとするがあるが「他の適当な住宅」には如何なる施設が該当するのか。 (2) 町営住宅入居者にとって現住の物件を明け渡した場合、空き家活用は一つの有力な選択肢と考えるが、現行の鬼北町空き家活用移住定住支援事業における住宅改修等に係る補助金(2.1.6.18)の設定根拠を伺いたい。		